

一般財団法人くまもと SDGs 推進財団  
審査委員の委嘱等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人くまもと SDGs 推進財団（以下「当財団」という。）の助成金審査会規程第3条に規定された審査委員の委嘱及び退任等について必要な手続きを定めることを目的とする。

(本細則の適用範囲)

第2条 この規程は、当財団が実施する事業において開催されるすべての審査会の審査に参加する審査委員に適用される。

(審査委員の委嘱)

第3条 審査委員を新たに委嘱する場合は、代表理事が理事会に対して候補者名、役職、選任理由を記載した書類（別記様式）を提出し、これに基づき理事会が承認した者に対して行う。

2 当財団の理事が役員を務める組織（以下、「関係組織」という。）の役員が審査委員の候補者に含まれている場合は、当該理事は当該関係組織の役員の審査委員承認に関する議事に加わることができない。

3 理事会での審議の結果、異議が認められた場合は、当該審査委員は不承認となり、代表理事は事務局と協議の上、別の審査委員を理事会に付議する。

(審査委員の退任)

第4条 審査委員が退任する場合は、代表理事が理事会に対して退任者名、役職、退任理由を記載した書類を提出し、これに基づき理事会が退任を承認する。

(各審査会の審査委員選任)

第5条 代表理事は、事務局と協議の上、専門性および中立性の観点から、各審査会で審査を行う者を、審査委員の中から選任し、執行役員会が承認する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、審査委員の委嘱、退任等に関し必要な事項は、理事会の定めるところによる。

附 則

1 この規程は、2020年3月9日から施行する。

附 則

1 この規程は、2023年6月24日から施行する。

別記様式（審査委員の委嘱等に関する規程第3条第1項に定める書類）

年 月 日

理 事 各位

代表理事

一般社団法人くまもとSDGs推進財団代表理事は、審査委員を新たに委嘱するため、下記の者を候補者として提案しますのでご承認ください。

記

採 択 の 可 否	氏 名	役 職	選 任 理 由	備 考

.....

代表理事

様

先に提案のあった審査委員の新たな委嘱に係る採択の可否は、上記のとおりです。

年 月 日

理 事（氏名）

※点線以下は、持ち回り理事会で承認を得る場合に使用

（参考）審査会の審査委員委嘱等に関する細則

第3条第1項 審査委員を新たに委嘱する場合は、代表理事が理事会に対して候補者名、役職、選任理由を記載した書類を提出し、これに基づき理事会が承認した者に対して行う。

(参考様式 1)

年 月 日

(委嘱者名又は所属長職氏名) 様

一般財団法人くまもと SDGs 推進財団  
代表理事

### 就 任 依 頼 書

平素は弊法人の活動にご配慮いただき心より御礼申し上げます。

弊財団では、基金の助成先を決定するために、別添のとおり助成金審査会規程を設け、弊財団が実施する事業の趣旨や対象事業に関して優れた見識と専門性を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者を審査委員として委嘱することとされています。

つきましては、下記の方を弊財団が実施する審査会の審査委員にご就任いただきたくお願い申し上げます。

### 記

- 1 氏 名
- 2 就任期間 年 月 日から 年 3 月 3 1 日まで  
(この間に開催される審査会にご出席していただきます。)
- 3 報 酬 弊財団謝金支払規程により謝金をお支払いします。
- 4 そ の 他 弊財団謝金支払規程により審査会場まで 50 km 以遠からお見えになる場合は、公共交通機関等の実費相当額をお支払いします。

連絡先

〒860-0801

熊本市中央区安政町 3 - 1 3

熊本県商工会館内

一般財団法人くまもと SDGs 推進財団

担当：

連絡先：

(参考様式 2)

年 月 日

一般財団法人くまもと SDGs 推進財団  
代表理事 様

## 就 任 承 諾 書

一般財団法人くまもと SDGs 推進財団が実施する審査会の審査委員への就任を承諾します。

職 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_

連絡先（携帯番号等） \_\_\_\_\_

## 謝金等振込先口座

金融機関名	
支 店 名	
口座の種別	当座 ・ 普通
口 座 番 号	
(フリガナ) 口座名義人	